

。「従軍慰安婦問題」に関する論争点をめぐる

討論資料

(97年5月改訂最新版)

※この資料は、96年12月新潟県議会に提出された「中学校歴史教科書の訂正について の意見書提出に関する請願」について討論するために、私たちが作成した資料で、12月13日、議会内各党会派に配布しました。さらに本年に入って各地に提出されている 陳情・請願の主張に対する反論もカバーするために全面的に再編集・加筆しました。現在、1995年5月最新版バージョンです。
作成に当たり「日本の戦争責任資料センター」と「半月城」さんに大きな御協力を得 ました。

1. 「従軍慰安婦問題」に関する日本政府及び国際機関の見解

■政府の見解

日本政府は従来、「従軍慰安婦なるものにつきまして・・・やはり民間の業者がそ うした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようござい まして、こうした実態について、わたしどもとして調査して結果を出すことは、率直 に申しましてできかねる」(90年6月の韓国のノテウ大統領(当時)の来日に関連し、慰 安婦問題の質問に対する90.6.6参議院予算委員会答弁) という立場だった。

しかし、下記のように92年の防衛庁資料の発見を契機にした一連の調査結果によ り、当時の軍や政府の関与については自民党単独政権の時から既に公式に認めている のである。地方議会の自民党議員団や地方組織がこうした見地に異論を唱えるとは理 解しがたい。事実関係の発覚と政府見解の経緯は以下に示すとおりである。

- 92年1月11日、防衛庁所蔵資料の中から吉見・中央大教授が慰安婦関係資料を発見 したことが新聞等で報道された。
- 翌12日には当時の加藤紘一官房長官が日本軍の関与を正式に認め、13日には謝罪の 談話を発表。また訪韓した当時の宮沢喜一首相は17日、日韓首脳会談で公式に謝罪。
- 政府は慰安婦問題について調査を進め、その結果を同年7月6日発表した。報告書は 慰安所の設置や経営・監督、慰安所関係者への身分証明所の発給などの点で、軍隊の みならず「政府が直接関与」していたことを初めて公式に認めた。
- この調査資料は防衛庁、外務省、厚生省などから127件も集められた。その公表資 料は次のような内容を含んでいる。

- (1)軍占領地で「日本軍人が住民の女性を強姦するなどして反日感情が高まっているため慰安施設を整備する必要がある」という内容の軍の指令。
- (2)軍の威信を保持するため、慰安婦の募集にあたる人の人選を適切に行うよう求める

指令。

(3)慰安施設の築造、増強のために兵員の提供をもとめる命令。

(4)部隊ごとの慰安所の利用日時の指定、料金のほか、軍医の慰安婦に対する定期的な性病検査を定めた「慰安所規定」

(5)慰安所解説のための渡航には、軍の証明書が必要とする指示。

●同じ日、当時の加藤官房長官は記者会見で、韓国を始め中国、台湾、フィリピン出身などの元慰安婦に対する日本政府としての謝罪の意を次のように表明。

「政府としては、国籍、出身地を問わず、いわゆる従軍慰安婦として筆舌に尽くしがたい辛苦をなめられた方々に対し、改めて衷心よりおわびと反省の気持ちを申し上げます。このような過ちを決して繰り返してはならないという深い反省と決意の下に、たゞ、平和国家としての立場を堅持するとともに、未来に向けて新しい日韓関係およびその他のアジア諸国、地域との関係を構築すべく努力していきたい。

この問題については、いろいろな方々の話を聞くにつけ、誠に心の痛む思いがする。このような辛酸をなめられた方々に対し、われわれの気持ちをいかなる形で表すことができるのか、各方面の意見を聞きながら誠意を持って検討していきたい。」

●日本政府は7月26日、ソウルで元慰安婦16人から聞き取り調査を始めた。そして報告書で「慰安婦強制」を認め謝罪。報告書は92年8月4日（宮沢内閣退陣の前日）に発表。そのなかの「慰安婦の募集」の項では「斡旋業者らがあるいは甘言を弄し、あるいは恐怖させる等の形で本人たちの意向に反して集めるケースが多く、さらに官憲等が直接これに荷担する等のケースもみられた」と強制連行を明確に認めている。

●さらに、この報告書に付け加える形で河野洋平官房長官が談話を発表し、慰安婦の募集や移送、管理などが、甘言、弾圧によるなど「総じて本人たちの意志に反して行われた」と述べて、募集だけでなく全般的に「強制」があったことを認めた。そして「心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます」と、日本政府として改めて謝罪した。さらに「このような歴史の真実を回避することなく、歴史の教訓として直視していきたい」と述べ、歴史教育などを通じて「永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さない」と決意を表明した。

●第1次橋本政権の見解

「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒（いや）しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。」（1996.10. 「従軍慰安婦」への「おわび」の手紙、橋本首相）

●現内閣小杉隆現文部大臣の態度

現文部大臣の小杉隆氏は、就任時の記者会見で、来春から中学校の教科書に登場する従軍慰安婦の記述について、アジア諸国に対する日本の侵略行為などを謝罪した昨年八月の村山富市首相（当時）の談話に「全く賛成だ」とした上で「率直に事実は事実として載せる教科書検定調査審議会の判断を

支持する」と述べ、また、同様の主旨で国会でも答弁している（96年11月）。

さらに「昭和史研究所」の会員らが文部省に小杉文相を訪ね「従軍慰安婦」記述の削除を要請した際も、「検定は基準に沿っておこなわれている」「削除・訂正を教科書会社に求める考えはない」と突っぱね、さらに97年に入って「新しい歴史教科書をつくる会」の呼びかけ人代表七人が中学校教科書の「従軍慰安婦」関連記述を大臣勸告で削除するよう申し入れた際もこれを拒否している。

今回自民党が採択の方向で検討している「陳情」は、こうした日本政府及び自民党の歴代幹部・党首などの公式見解、現内閣の文部大臣の姿勢を真っ向から否定するものである。

■国連・国際団体による調査と評価

●国連はすでに92年に日本政府から「従軍慰安婦」に関する資料を入手して検討を始め、国際法に関する論議なども人権委員会で扱ってきた。同委員会は早くから慰安婦の問題について関心を寄せ、日本政府が初めて公式に謝罪した翌月（92年8月）には、差別小委（差別防止及び少数者保護小委）で特別報告官が「日本政府に資料提出を求める」など本格的な調査を開始している。この委員会は、90年に予備報告、91年と92年に中間報告、93年に最終報告をおこなった。その中で、特に従軍慰安婦などのように国際的に違法だと認識されている人権侵害は個人に国家賠償を請求する権利があり、加害国はこうした行為を行なった責任者を処罰し被害者を救済する義務があると結論づけている。

※加害国による救済に関して言えば、アメリカは過去、戦時中に強制収容した日系人に対し大統領が謝罪し、一人あたり2万ドルの謝罪金を支払ったのは記憶に新しいところである。

●同人権委員会差別小委ではこの報告をさらに深めるために、旧日本軍による従軍慰安婦・強制労働問題などの人権侵害を調査する「特別報告官」の設置を決めた。

●こうした調査と討論の結果、日本軍の慰安所は国際法違反であるとするIFOR（国際的な人権擁護組織）の提案が採択され、正式な国連文書として配布されている。つまりこの時点で、日本軍の慰安所は国際法違反であるという、国連の正式な認識がすでに成り立っているのである。

※IFORの提案は、(1)従軍慰安婦問題は、時効による免責規定がない国際条約「強制労働に関する条約」（日本の批准は1932年）などに明確に違反する。(2)日本は批准後、条約の精神を具体化する法整備を怠っている。(3)過去にさかのぼって責任者の処罰をおこなうための立法化を進める義務がある。とする内容を含んでいる。ちなみに、近代法では「法の不可遡及」、すなわち法律成立以前の行為については責任を問われないというのが原則である。しかし、にもかかわらず、責任者処罰は先進諸国では国際的な流れになっている。過去の戦争犯罪者を裁けるように、ドイツでは79年に、カナダでは87年、オーストラリアでは88年、イギリスでは91年に国内法の整備をし、時効を停止するなどして戦犯を裁いてきた。

●クマラスワミ調査報告

この問題はその後「女性に対する暴力問題」特別報告官のクマラスワミ氏に引き継がれた。クマラスワミ氏はスリランカの民族学研究国際センター所長としてアジア地域の女性問題に取り組んできた女性法学者で、94年4月に特別報告官に任命された。

クマラスワミ氏はこうした「国際的な認識」を基本に、各国政府やNGOから得た資料を検討し、慰安婦問題を「犯罪」と認定する立場を明らかにした予備報告書を人権委員会に提出した。なお、ク

マラスワミ氏は「国連調査団」として同年7月に日本を訪問しているが、国連調査団が日本を訪れたのは旧国際連盟が「満州国」問題で派遣したリットン調査団以来のできごとである。

さらにアジア各国での調査をもとに、96年3月、最終報告書が人権委に提出された。なおクマラスワミ報告が短期間の調査に基づく、信憑性のないものとする批判があるが、こうした経緯からわかるように同報告はそれまでの数年間に及ぶ一連の人権委員会の調査の成果を引き継ぎそれを深化させるものとなっていることに留意すべきである。

調査は日本政府からも資料の提出を受け、慰安婦からの聞き取り調査も行なわれた。そしてまず調査団から見た日本政府の見解を、以下のように評している－「・・・日本政府が我々に渡した文書には、いわゆる『慰安婦』問題について道義的責任を受諾する声明や呼びかけ文が含まれている。河野洋平官房長官による1993年8月4日付談話は、慰安所の存在及び慰安所の設置・運営に旧日本軍が直接・間接に関与したこと、及び募集が私人によってなされた場合でも、それは軍の要請を受けてなされたことを受諾した。談話はさらに、多くの場合『慰安婦』は、その意思に反して集められたこと、及び慰安所における生活は『強制的な状況』の下での痛ましいものであったことを承認した」。また、こうした政府の見解や資料と慰安婦の証言との関係についても、「(慰安婦の証言は)性奴隷制が軍司令部および政府の命令で組織的方法で日本帝国軍隊により開設され厳重に統制されていたことを信じさせるに至った文書情報と符合している」として、その整合性を認めている。

この報告では、第二次大戦中、旧日本軍が朝鮮半島出身者などに強制した従軍慰安婦は「性奴隷」と定義し、奴隷の移送は非人道的行為であり、さらに「慰安婦の場合の女性や少女の誘拐、組織的強姦は、明らかに一般市民に対する人道に対する罪にあたる」と断定した。

その上で、従軍慰安婦問題を現代にも通じる女性に対する暴力の問題とする観点から、次の六項目を日本政府へ「勧告」した。

- (1)日本帝国陸軍が作った慰安所制度は国際法に違反する。日本政府はその法的責任を認める。
- (2)日本の性奴隷にされた被害者個々人に補償金を支払う。
- (3)慰安所とそれに関連する活動について、すべての資料の公開をする。
- (4)被害者の女性個々人に対して、公開の書面による謝罪をする。
- (5)教育の場でこの問題の理解を深める。
- (6)慰安婦の募集と慰安所の設置に当たった犯罪者の追及を可能な限り行う。

なお、オランダを始めとする諸外国はこの報告書を高く評価したが、日本政府はこの報告内容に抵抗した。しかし当初は膨大な反論資料を作成し各国に配布したものの、むしろ反発を招き撤回した。この報告に対し日本政府は未だに「事実関係については留保」という態度を示し個人補償などの必要性を認めていない。補償問題は今回の議論にはなっていないのでおいておくが、日本政府自身、この報告を「留意する (take note)」という決議に賛成していることを無視すべきでなく、なによりこれが国際的な公式評価であることを忘れてはならない。

国連で安保理非常任理事国に選出された日本は特に国連機関の決議を尊重すべきである。なかんずく人権委員会は「国連精神」具現の一つの場として国連機関の中で特に重要な存在である。我々は一特に公党や公の議会関係者は一その機関の決議や公式見解を軽んじるべきではない。

2. 「慰安婦問題はデマ」か？

●慰安婦問題について、「強制ではなかった」とする主張ばかりでなく、驚くべきことに「そうした事実はない」あるいは慰安婦本人やこれに関わった人々の証言を「デマ」とする主張まである。

そうした人々が論拠としているのは、当時山口県の労務報国会で動員部長をしていた吉田清治さんの「1942年から終戦までの3年間に、陸軍西部軍司令部などの指示に従い女性千人を含む朝鮮人6千人を強制連行した」という証言をめぐっての評価である。これに対して秦・千葉大教授が吉田証言の舞台となった濟州島に向き、島民の証言からそうした強制連行はなかった、とする調査報告をおこなった。「デマ」と主張する人々はこの件を引き合いに出し、「慰安婦証言＝デマ」とするほとんど唯一の根拠としている。

しかしこの「なかった」とする調査を行った秦氏本人が、数万人に及ぶ慰安婦の存在自体は認めていることを無視するべきではない。調査についても、慰安婦の多くが名乗りたがらない、家族・親族・地域の人々もそれを隠そうとする韓国の文化的風土を考えれば、島民の回答を言葉通り受けとめるわけにはいかないとも思われる（現地取材したテレビ局もそうした雰囲気報道した）が、もちろん島民の表向きの証言が符合しない以上、この吉田証言は歴史事実の冷静な検討の際にはその材料からははずすべきで、国連クマラスワミ報告もこの証言については反対意見を併記して引用するにとどめている。

※なお、中央大・吉見教授らの調査では吉田証言には決定的な矛盾は見あたらなかったが、上記の理由により同教授はクマラスワミ報告の価値を防衛するため同証言の採用をやめるよう要請している。吉見氏はその手紙の中で「吉田氏の本に依拠しなくても、強制の事実は証明できる」と述べている。しかし、厳正な歴史的事実の検証材料としての学問的価値としては100%ではないものの、当時の状況を示す当事者の証言としては十分な価値があると多くの人が考えていることも付記しておく。

慰安婦問題を問題にしている人たちも事実関係の検討の材料としては取り上げていない証言だけをとりえて、これを「デマ」とし、それをほとんど唯一の論拠として「事実と異なる」と主張することこそ「本当のデマ」であり、これは「詐欺師のやり方」である。

●ここでは、「証言」によらなくとも削除派の論理がいかにデタラメなものであるものかを証明するために、「慰安婦」の方々の悲惨な体験は敢えて収録していない。だが削除派が「慰安婦」の「証言」に疑問があると考えたとしても、当事者の声にまず耳を傾けてみるべきことはどのような実証、論争、調査、研究においても最低限かつ必須の作業であると言わなければならない。身を切り裂くような思いで明らかにされた多くの「証言」は、他の様々な文書資料との符号、証言間の整合性などを考慮すれば、充分すぎるほど価値のあるものであることだけは指摘しておきたい。

3. 「強制性」についてのさらなる検討と「商行為」「公娼制」問題

削除派は、全ての教科書で慰安婦が奴隷狩りのように強制連行されたかのように記述されている、と言っているが、教科書の記述を見ればわかる通り、これは事実ではなく、ためにするデマである。

また、「強制性」を連行時の「奴隷狩り」のような形態のみに限定し、「そういうことは無かった」「無いとは言えないがそれが全てではなかった」とするのも、意図的なすり替えである。

ここでは、これら「強制性」や「商行為」「公娼制度」などの問題について明らかにする。

■『強制連行』『奴隷狩り』はなかった」「中には望んで慰安婦になる者もいた」？

●何事にも例外は無数にあるが、大まかこれら幾つかの要素を重ねて一つ一つの事例を見ないと、木を見て森を見ないことになる。現在繰り広げられているキャンペーンの多くはそうした手法によるものである。部分的で強制に見えない事例を並べ、そして最後に、「彼女たちは悲痛な顔付きをしていなかった」という「経験」まで駆り出される。軍人がいつもいつも狂暴ではなかったように、彼女たちもいつも泣いて暮らしているわけにはいかなかったのである。こうした問題を検証するためには、その歴史的経緯をきちんと見る必要がある。

●現在知られている最初の軍慰安所は、海軍によって上海事変(1932.1)直後に設置された。1932年から敗戦の45年のあしかけ14年にわたって慰安婦が集められたわけであるが、その集め方は、当然にもこうした戦線の拡大の時期によって状況が異なっている。初期には数は多くなく、1937年の「南京事件」を契機に急増した。この時期、慰安婦集めはややもすると度が過ぎ、派遣軍が選定した業者が時には誘拐まがいの方法で募集を行ない、このような不祥事が続けば日本軍に対する日本国民の信頼が崩れると恐れた陸軍省副官は「各派遣軍は徴集業務を統制し、業者の選定をしっかりとこない、業者と地元の警察・憲兵との連携を密接に行うよう行うよう」命じた(注1)。

なおこの通牒は兵務局兵務課が立案し、梅津陸軍次官が決裁した。この通牒の最後には「依命通牒す」とあり、杉山陸軍大臣の委任を受けて発行されたことが明記されている。日本政府の認識を決定的に変えさせたこの資料は、「従軍慰安婦」の必要性自体を暗示しており、この当時、陸軍省は「従軍慰安婦」の果たす「役割」を高く評価しており、その認識にたち、慰安婦の意義を説く教育参考資料「支那事変の経験より観たる軍紀振作対策」も各部隊に配布している。その内容は、軍慰安所は軍人の志気の振興、軍規の維持、略奪・強姦・放火・捕虜虐殺などの犯罪の予防、性病の予防のために必要であると説いているものである(注2)。

41年に対米宣戦布告し本格的に太平洋戦争に突入すると、こうした慰安所も泥沼化していった。戦線が拡大し「慰安婦」の需要が増すと、陸軍省は従来派遣軍にまかせていた軍慰安所の設置を自らも手がけ始めた。1942年9月3日の陸軍省課長会報で倉本敬次郎恩賞課長は、「将校以下の慰安施設を次の通り作りたり」としてその結果を報告した。それによると、設置された軍慰安所は、華北100、華中140、華南40、南方100、南海10、樺太10、計400ヶ所であった。

また、台湾軍が南方軍の求めにより「従軍慰安婦」50人を選定し、その渡航許可を陸軍大臣に求めた公文書(注3)なども発見されている。この申請はもちろん許可され実行にうつされた。

戦争末期になると兵士の数も増え、それにともない慰安婦集めも激しさを増し、朝鮮では44年8月に「女子挺身勤労令」が出された。(注4)。

初期には余裕があり、中には望んで応募した者も当然いるだろう。事実、「慰安婦」問題を調査する市民や研究者の呼び掛けで1992年末、「日本の戦後補償に関する国際公聴会」が東京で開かれたとき、韓国からの研究報告は、慰安婦として名乗り出ている人の26%が「奴隷狩り」であり、68%が「だまされて」であったことを明らかにしている(戦争犠牲者を心に刻む会編『アジアの声』第7集、東方

出版)。台湾でもその数値に近く、さらに限られた数だが「自発的に」というものもある。もし「強制」を狭く「連行」時の「暴力」に限定するならば、問題のないケースも少なくないことになる。しかし、たとえ自ら志願したものであっても、あるいは甘言にだまされていても、現地に到着し自分がいったい何をされるかが明確になった時点で、それを拒否して自由に帰国できる経済的・法的保障がなければ、そしてその後軍事的圧力下で性行為を強要されていたとすれば、それはたとえお金を得ていたとしても「強制」以外のなにものでもない。こうして「自ら応募させ」て集めて慰安婦とし、欺き、強制的に性行為に従事させることを「自発的に応じた」として切り捨て、「強制の事実はない」などと強弁することは絶対にできない。

(注1) 陸軍省副官通牒、「軍慰安所従業婦等募集に関する件」

支那事変地に於ける慰安所設置の為、内地に於て之が従業婦等を募集するに当り、故らに軍部了解等の名義を利用し、為に軍の威信を傷つけ、且つ一般民の誤解を招く虞あるもの、或は従軍記者、慰問者等を介して不統制に募集し社会問題を惹起する虞あるもの、或は募集に任ずる者の人選適切を欠き、為に募集の方法、誘拐に類し警察当局に検挙取調を受くる者ある等、注意を要する者少なからざるに就ては、将来是等の募集に当たりては、関係地方の憲兵及警察当局との連繫を密にし、以て軍の威信保持上、並に社会問題上、遺漏なき様配慮相成度、依命通牒す。

(注2) 「支那事変の経験より観たる軍紀振作対策」

事変勃発以来の実情に徴するに、赫々たる武勲の反面に略奪、強姦、放火、俘虜惨殺等、皇軍たるの本質に反する幾多の犯行を生じ、為に聖戦に対する内外の嫌悪反感を招来し、聖戦目的の達成を困難ならしめあるは遺憾とするところなり。・・・犯罪非行生起の状況を観察するに、戦闘行動直後に多発するを認む。・・・事変地においては特に環境を整理し、慰安施設に関し周到なる考慮を払い、殺伐なる感情及び劣情を緩和抑制することに留意するを要す。・・・

特に性的慰安所より受くる兵の精神的影響は最も率直深刻にして、之が指導監督の適否は、志気の振興、軍紀の維持、犯罪及び性病の予防等に影響するに大ならざるを思わざるべからず。

(注3) 台電 第602号

陸密電第63号に関し、「ボルネオ」行き慰安士人50名、為し得る限り派遣方、南方総軍より要求せるを以て、陸密電第623号に基き、憲兵調査選定せる左記経営者3名渡航認可あり度、申請す。

(注4) 内務大臣請議「朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正の件」44.6.27

勤労報国隊の出動をも斉しく徴用なりとし、一般労務募集に対しても忌避逃走し、或は不正暴行の挙に出ざるものあるのみならず、未婚女子の徴用は必至にして、中には此等を慰安婦となすが如き荒唐無稽なる流言巷間に伝わり、此等悪質なる流言と相俟って、労務事情は今後益々困難に赴くものと予想せらる。

■「(純粹な) 商行為」か？

●日本軍関係者資料も「慰安婦を酷使した」と証明

中国で第10軍の参謀をしていた山崎少佐は1937年12月18日付けの日記で、「参謀が指揮し慰安婦を

憲兵が集め・・・慰安所は大繁盛で・・・慰安婦を酷使に至る・・・兵はおおむね満足」と述べている。商行為ではなく、強制性は明らかである。

●「純粋の商行為」などでないことは、これまで明らかにしたような強制の事実が何よりも具体的に物語っている。強制を伴っている以上、そこで行われていることは強姦であり、強制猥褻、監禁、強制、脅迫、略取・誘拐などの罪を併発させる。確かに慰安婦の多くは金に相当する者を受け取っていたがそれは価値の危うい「軍票」であった（敗戦時にはただの紙切れとなっている）。またそれとは別に兵士が直接払う場合も少なくなかったが、このような形でたとえ金銭が支払われたとしても、元来が自由な契約に基づいて行われたものでないこと、また異境に無一文で連れて来られている者にとって、金銭を受け取ることはまず生きるためであり自力での帰還のためにも必要なことから、それを受け取ることは「純粋な商行為」など決して意味しない。

●また、「商行為」論を強調するために、「彼女たちが得る収入は、一般兵士の給料に比べてはるかに多かった」という主張が秦教授の説として、クマラスワミ報告書でも「紹介」されている。確かに一部の「従軍慰安婦」は高給だったかも知れないが、しかし同時に、同報告やさまざまな聞き取り調査は、一方でお金をもらっていない「従軍慰安婦」がいたことも指摘している。時期、地域、各慰安所の状況などによって、「お金を受け取っている」「受け取っても管理人に渡す」「受け取っていない」などさまざまな実態があったことが、こうした調査で明らかにされている。また、「従軍慰安婦」たちが得ていたお金は、正確には「軍票」である。中国で軍慰安所を開設した平原大隊長によれば、戦争末期になると軍票の価値が暴落し、「従軍慰安婦」の生活は楽でなかったことが示されている。それでも軍票がまだいくばくかの価値がある内はまだ良かったが、無惨にも軍票は終戦とともにただの紙くずになってしまったのである。こうした事情を抜きに、全ての慰安婦が「高給」を得ていた、したがって悲惨な生活などあり得ない、などと言うのも手のつけようのない詐欺師のデマと言うべきであろう。

■「公娼制」との関係

●「戦前の日本では、売春は公然と認められていた・・・内地で売春が営業として行われていたのと同じく、戦地でも売春業者が男性の集団である軍隊を相手に商売をした。これは違法なことでも何でもなかった。よい・わるいの問題ではなく事実の問題である。日本で売春が法的に禁止されたのは、戦後何年も経ってからのことだ。」とする主張がある。たしかに、戦前、売春は公然と行われていた。これが公娼制度と呼ばれるものだ。しかし、そこにはいくつかの原則があったことが意外と知られていない。

一つは、許可を受けた特定の場所と特定の人にしかこれが許されなかったことだ。つまり、誰でもどこでも自由に売春が公認されたというものでなく、貸座敷と呼ばれる定められた屋内で、警察署が所持する娼妓名簿に登録されている女性だけに許されたのである（娼妓取締規則二、八条）。もしそれに違反すれば、拘留または科料に処せられた（同一三条）。第二には、強制をとまなう売春は、当然にも許されない建前だったことである。したがって、強制売春を排除するために、当事者本人が自ら警察署に出頭して娼妓名簿への登録を申請しなければならず、また娼妓をやめたいと本人が思うときは、口頭または書面で申し出ることを「何人と雖も妨害をなすことを得ず」（同六条）とされていた。

これらの規定は、彼女たちの人権を擁護しようとする当時の活発な廃娼運動に押されて制定された

ものであり、内務大臣は右の娼妓取締規則を公布する際、その目的の一つが「娼妓を保護して体質に耐えざる苦行を為し、若しくは他人の虐待を受くるに至らざらしむる」（1900年内務省令第四四号）ことにあるとしたことから明白である。したがって、もし「慰安婦」とされた女性が、どこかの警察に出頭して娼妓名簿に登録し、軍隊内にある「貸座敷」で売春していたというのであれば、それは公娼制度の枠内の出来事であり、当時、少なくとも国内法では違法とは言えなかった。しかし、だまして連れてこられたような女性が娼妓の申請をするはずがないばかりか、軍隊内に貸座敷があろうはずもない。貸座敷とは、「貸座敷、引手茶屋、娼妓取締規則」によって警察の許可を受けた建物であり、あえてさらに付言すれば、他に「芸娼妓口入業者取締規則」というものもあって、娼妓への紹介業者も取り締まられていたのである。だから、もしこれらの法令に基づいていない娼妓がいて、あるいは許可を得ていない貸座敷や斡旋業者があれば、それらは公娼でなく私娼、貸座敷でなく私娼窟であり、口入れ業者でなくヤミ・ブローカーなのであった。だとすれば、当時の日本軍は、自ら私娼窟をその体内に持ち、そこで法的に私娼に位置づけられる人々を監禁し、強姦したことになる。

こうした意味で、従軍慰安婦制度は、「公娼制」の立場から見ても極めて無法な状態のもとに存在していたのである。

●さらにつけ加えると、削除派が「仕方がないこと」として依拠しようとするこの「公娼制」すら、当時でも大きな社会問題となっており、粘り強い廃娼運動の結果、1930年を前後して廃娼決議をおこなう県（1928年の埼玉・福井・福島・秋田を皮切りに、以後1940年までの間に、新潟、神奈川、長野、沖縄、茨城、山梨、宮崎、岩手、高知、愛媛、三重、宮城、鹿児島、広島、富山、滋賀、宮崎（再決議）岡山の計21県）、あるいは実際に廃娼を実施する県（群馬がすでに1893年、その後1930年に埼玉、以後1941年までの間に、秋田、長崎、青森、北海道：部分的に実施、富山、三重、宮崎、茨城、香川、愛媛、徳島、鳥取、石川の計14県）が続出した。こうした議会決議の中では、「公娼制度」を「人格の尊厳を知らない封建時代の遺風」「人道に もとり」「国際条約を無視し帝国の対面を傷つける悪制度」「人身売買と自由拘束の 二大罪悪」「事実上の奴隷制度」などと断罪している。これが削除派が依拠しようとする「過去の道徳」の一端である。過去の人々も、この制度の非人間性を認識し、強く憤り、その声は当時の各県議会（当時、選挙権は男性にしかなかった）でも共通のものとなったのである。「公娼制」と「過去の道徳」を盾に「慰安婦制度」を仕方がないとする人々は、「従軍慰安婦制度」が「公娼制」と同様に「封建時代の遺風」で「人身売買」「事実上の奴隷制」であることを自ら認めなければ論理矛盾を来たすことになる。今まさにこの同じ地方議会を舞台に、「当ても公娼制があったから」などとうそぶくのは、60年も前におこなわれた先人達の議論や取り組みに泥を塗るようなものであり、歴史の歯車を大きく戻すような暴挙と言うべきであろう。

さらにつけ加えておけば、いわゆる日本の本格的な太平洋戦争突入に伴う総動員体制下においては、実際この公娼制度は停止されている。国内の公娼制度と従軍慰安婦制度が並行して存在し続けたという認識は、事実としても明白に誤っている。

4. 「やむを得ないこと」「どこの国でもやっていたこと」か？

■ 「従軍慰安婦」問題と国際条約・国際合意との関係

「戦時下だからある程度のことは仕方がない」とする論調もある。しかし、どんなに激しい、生死をかけたような猛烈な企業間競争でも一定のルールがあるように、戦争でも一定の法や条約やルールがある。端的なものが捕虜虐待を禁じた国際条約などである。

確かに戦争下ではこうした国際協約などをしばしば逸脱する行為がおこなわれるのも事実だ。しかしだからといってそうした行為が許されるかどうかは別である。日本の「従軍慰安婦制度」は、こうした国際法や国際的ルールに照らしても完全な無法・違法状態であって、許されざる行為がなされたことを無視するわけには行かない。いわゆる従軍慰安婦問題は、以下のような国際条約や国際合意に違反していると考えられている。

A. 婦女売買禁止条約（注1）

1938年、内務省は軍人相手の売春婦の渡航に関し各知事あてに重要な通達を出した。「日本国内で売春目的の女性の募集・周旋の取締を適正に行われないと憂慮される事態は、1) 帝国の威信を傷つけ、皇軍の名誉を損なう。2) 銃後の国民、特に出征兵士遺家族に悪い影響を与える。3) 婦女売買に関する国際条約に反する。」などと警告をだした。この2)の理由で「従軍慰安婦」は本格的に植民地出身者に切り替えた。また、売春婦を21歳以上としたのは、未成年の場合たとえ本人の承諾があろうと売春は国際法違反であったためである。

このように国際法を認識していながら、現実には朝鮮人・中国人の未成年者にまで売春をさせていたわけだからこれは国際法違反である。しかし、これには「抜け道」があった。1910年の条約は植民地などに必ずしも適用しなくてもよいとの規定があった。これは世界的に一部の植民地で行われていた持参金・花嫁料などの社会的風習（朝鮮にはない）を容認するために作られたものであるが、日本政府はこの条項を悪用し積極的に植民地出身者の女性を「従軍慰安婦」にしたのである。この点に関しては国際法違反でないかと強弁できるかも知れない。しかし、さすがに今の日本政府はこの点を積極的に主張しない。条約本来の趣旨に反するし、また植民地出身者に対する明白な民族差別をみずから告白することになるからである。

しかし、よしんば婦女売買条約が植民地に適用されないと強弁しても、植民地出身の「従軍慰安婦」を船舶（日本の本土とみなされる）で連行したり、徴集の指令を陸軍中央で行ったのは国際法違反とされるのは間違いない。

（注1）次の4条約で日本は a, b, c のみ加入 a. 醜業を行わしむるための婦女売買取締に関する国際協定 1940年

b. 醜業を行わしむるための婦女売買取締に関する国際条約 1910年

c. 婦女および児童の売買禁止に関する国際条約 1921年

d. 青年婦女子の売買の禁止に関する国際条約 1933年

B. 強制労働に関するILO29号条約（1930）

まず、「従軍慰安婦」の強いられた行為が「労働」にあたるのかどうかであるが、NGOの国際法律家協会（ICJ）は当初これを条約で言う「労務」とすることについては慎重だった。しかし、労務とは「あらゆる労務およびサービス」をさすので、最近では「従軍慰安婦」もやはりこの条約の検討対象と考えるのが大勢を占めるようになっていく。

今年3月4日、国際労働機関（ILO）の条約勧告適用専門家委員会は1995年の一年間に検討した問題の年次意見報告書を発表した。その中で旧日本軍の『慰安所』に監禁された女性たちへの大きな人権侵害や性的虐待にふれ、「こうした行為は、条約に違反する性奴隷として特徴付けられる」との意見を表明している。

C. 奴隷条約（1926）

奥野議員や板垣議員の思惑がどうであれ、クマラスワミ報告でも「従軍慰安婦」は「性奴隷」であったと断定され「性奴隷」の認識は国際的に広がった。こうした認識からすると「従軍慰安婦」は奴隷条約違反になる。

しかし、日本はこの時はまだこの条約に加入していなかった。こうした言い逃れに対しICJは「20世紀初頭には慣習国際法が奴隷慣行を禁止していたこと、およびすべての国が奴隷取引を禁止する義務を負っていたことは一般に受け入れられていた」とし、奴隷条約違反であると主張している。当時単に条約に加入していないから形式的に国際法違反ではないという主張は、少なくとも良識ある国なら言い出すべきではない。

D. ハーグ陸戦法規（1907年）

この条約の付属書である「陸戦の法規慣例に関する規則」第46条は、占領地で「家の名誉および権利、個人の生命、私有財産」の尊重を求めている。ICJは、この中の家の名誉には「強姦による屈辱的な行為にさらされないという家族における女性の権利」を含んでいるとしている。

ただし、この条約は全交戦国が加入しなければ適用されないという総加入条項があるので直接には適用されない。しかし、ICJはこれも慣習国際法を反映したものであるため日本を拘束するものであるとしている。従って、総加入条項にかかわらず、女性には戦時において「強姦」や「強制的売淫」から保護されていると主張している。

E. 人道に対する罪

人道に対する罪は戦後、ニュルンベルグ国際軍事裁判所条例第5条で定められた。この罪は戦前または戦時中の非人道的行為を裁くものである。日本政府は人権委員会に提出した「非公式見解書」の中で、戦後生まれた法規で戦争中の犯罪は裁くのは伝統的な国際法に反すると主張していた。

しかし、この「人道に関する罪」については「極東国際軍事裁判所条例」でも取り入れられており、その裁判自体を日本政府は1951年の平和条約で承認しているので、結果的に「法の不可遡及」を間接的に認めたことになる。したがって今日、日本がこの「人道に対する罪」を過去に遡って適用できないと主張しても国際的には通用しない。

この事実気がついたのか、日本政府はそれまでの主張を撤回している。

■ 日本軍の「慰安婦制度」と外国軍の状況

削除派は「日本だけでなくどこの国でもやったことであり、そのようなことをどうして教科書に載せなければならないのか」と息巻いており、各地の「陳情・請願」にもこの主張が反映されているも

のが少なくない。まあこれは「〇〇ちゃんもやったのになんで僕だけ叱られるのか」という幼ない子どもの言い訳の域を脱しない滑稽な論理ではある。—もちろん、他の国において同様の制度や行為があればそれは糾弾され、歴史が明らかにすべきことである。その上で、自国の教科書においては、まず自国の行為を掲載した上で、教育上の必要に応じて、そして事実の解明と共に、それら海外の事実を記載すべきだろう。だが、現在わかっていることと言えば、やはり日本軍「従軍慰安婦制度」の特異な性格に目を向けなければならない。

削除派の秦教授は自らの著書で、あえて「(削除反対派の)吉見義明氏の『従軍慰安婦』を参照、などともっともらしく注釈をつけながら、「(日本の慰安所に)類似の慰安所制度は第二次大戦期のドイツ、イタリア、アメリカ、イギリス、ソ連などにも存在したのに、日本だけを処罰せよというのは公平を欠くのではないか。」と述べている。

しかし吉見氏が明らかにしていることはこういうことである。まず英米軍について、軍が民間の売春宿を監督下に置いたり軍用の売春宿を作ろうと試みた例があり、そのこと自体は指弾されなければならないだろう。しかしほとんどは命令によりすぐに閉鎖されており、他の軍隊と比較して日本軍の特筆すべき特徴は、女性の強制連行・強制使役、未成年者の使役などの問題であり、また問題が明らかになった時、その閉鎖命令を出したかどうか、という点である。何より、軍の中央が計画し、推進したという点で、イギリス軍やアメリカ軍と日本軍とでは、決定的に違っていた。さらに吉見氏はソ連軍については、「ソ連軍が軍専用売春宿をもっていたかどうかは分からない。ただし、ソ連軍が数多くの強姦事件をおこしたことは事実であろう。(中略)そして、(日本軍降伏後)このとき日本側が強姦を防ぐために、(ソ連軍に対して)慰安所設置を申し出たことが伝えられている。(中略)日本人は、ソ連軍に対しても、若い女性を犠牲として提供していたことになる。」と指摘している。まさにここに、女性を軍事物資や取引の材料としか考えない恥ずべき日本軍の姿があらわれている。

結局のところ日本軍と類似の慰安所制度があったと考えられるのは、我々が手にする資料から考える限り今のところドイツ軍だけになりそうだが、戦後ドイツは、自らの侵略・残虐行為について、まだ多くの限界を抱えつつも、日本とは比較にならない積極的な立場と政策をとっていることは言うまでもない(日本と同様な立場にあるドイツの場合、ナチスの過ちや犯罪について学校では子どもが12歳になった時点で1年間かけて教育するとのことである。また、ドイツが侵略した隣国ポーランドと共同で教科書を作ろうという取り組みも行われており、これらは、もう二度と過去のような過ちは繰り返さないという強い決意のあらわれであろう。こうした教育を藤岡教授や西尾教授は、ドイツ版「自虐史観」というのだろうか)。

このような日本軍の「従軍慰安婦」制度が特異であるゆえに、旧ユーゴの民族主義指導者による「民族浄化」という名の組織的な大量強姦・残虐行為と同等の問題として、国連人権委員会などにおいて厳しい批判の目が向けられているのである。

5. 「従軍慰安婦」用語問題

あえて項目を立てて取り上げるようなことではないが、多くの「陳情・請願」にも反映されている「用語問題」をここでは取り上げる。

削除派は、「従軍」とは「軍属」のことを指し、「従軍慰安婦」は「当時使われていなかった造語」である、したがって「従軍慰安婦」そのものが存在しない、と論理を飛躍させ、さらに、だからこれ

は歴史の歪曲である、と言うまでに至っている。また、削除派はあたかも全ての教科書で「従軍慰安婦」と記述されているかのように描き出しているが、これも誤りである（補助資料参照）。

ところで、「当時使われていなかった」言葉を使用することは、本当にできないのか。では「縄文式土器」や「弥生人」、「前方後円墳」、あるいは「幕藩体制」とか「安土桃山時代」「江戸時代」などという言葉はどうか。また、聖徳太子（当時は厩戸皇子と言った）や日蓮宗（そう呼ばれるようになったのは「江戸時代」に入ってからである）という「用語」もある。まさか削除派は「聖徳太子」や「日蓮宗」が歴史の偽造であるなどとは言えない。歴史学で「当時使われていなかった」言葉を使用することは必要上当然のことである。

ではその上で、「従軍慰安婦」という用語は適切か不適切か。まず右派が主張する『「従軍」とは『軍属』のこと』とするのは意図的な矮小化である。「軍属」という用語には明確な定義が与えられているが、例えば「国防用語辞典」（防衛学会編、朝雲新聞社）には「従軍」という言葉は収録されておらず、右派が主張するような『「従軍」＝『軍属』』という定義は成り立たないし、正しくない。従軍という言葉は、確かに軍務に属した限定的な部分を指すことにも使用された。しかし「従軍」の一般的な意味は、多くの各種辞典等では「軍隊に従って戦地に赴くこと」とあり、慰安婦たちの置かれた状況と何ら矛盾することはない。また、こうした意味からすれば、「従軍」は必ずしも軍務に直接属さない部分を含んでいるものとするのが常識的解釈である。むしろ、日本軍によって慰安所が設置され「慰安婦」が募集・管理されていたという実態からは、広い意味での「従軍」よりも、もっと強く軍の関与のある位置にあるとさえ考えることができる。こうした点から、軍の管理のもとに性行為を強制されたという意味で、国連クマラスワミ報告では軍隊による「性奴隷」という用語を用いている。その他、多くの研究者や支援グループもこの「性奴隷」あるいは「軍隊慰安婦」などの用語を提唱している。しかもすでに「従軍慰安婦」という言葉自体が書物、新聞、いくつかの辞典などで定着しており、これらの歴史的事実関係と社会的常識のレベルにおける歴史用語として「従軍慰安婦」という用語が教科書に反映されていると理解することは全く合理的なことであるし、「従軍慰安婦」という用語が少なくとも実態からかけ離れたものであることを想起させるものではないことは明らかである。

さらに、この「従軍慰安婦」という言葉が最初に使用されたのは、右派が指摘するように確かに1973年に発刊された「従軍慰安婦」という著書（千田夏光氏著）であると考えられている。しかしこの千田氏の著書は、現在アジア各地の駐筭（さつ）大公使館をはじめ外交出先機関に配備されていて、新たに赴任してきた外交関係者に、これによりアジア各地で旧軍がしてきたことの一部でも知らせようという目的で必読書にされているという。それほど、「従軍慰安婦」という用語も、その事実関係も、アジア諸国や日本の外交部門にとっては「常識」となっているということも強く指摘しておく。こうして、削除派の「用語問題」に関する主張は、論理的にも、実体的にもほとんど根拠のないものであることは明らかであると言える。

6. 慰安婦問題は教育上有害か？ 「子どもたちに希望を与える教育」とは？

『従軍慰安婦』をとりあげることが、そもそも教育的に意味のないことである。人間の暗部を早熟的に暴いて見せても、とくに得るところはない」（「論争・近現代史教育の改革歴史教科書批判運動の提唱」『現代教育科学』96年9月号）とする論調がある。また、「このような自虐的な歴史観は、子どもたちに希望を与えることはできない。」とする主張もある。

たしかに、多くの教師は戸惑っているかもしれない。いったいどのようにして「慰安婦」問題を子供たちに教えればよいか、特に中学生などに、どのように話しかければよいのかという疑問は大きいだろう。その戸惑いに乗じて「自虐的歴史観を教えるべきではない」とする主張がされている。しかし性関係に強制やいやがらせや虐待があってはならないことを教えるために、そして、女性の、ひいては等しく人間の尊厳や人権を理解させるためにも、この問題は教えられていく必要がある。現在の中学生の年齢で慰安婦とさせられた女性もいるのである。何よりも「国際化」時代にあつて若年からそうした海外文化との交流の機会がより多くなって来る今日、歴史事実を認識しておくことは重要な必要条件である。

また、かつて日本が多数の「慰安婦」を作り出し深刻な被害をアジアに与えたことを、日本人がいかに記憶し、心にとどめるか、そして将来に向けて再び同じ事を起こさないため、つまり再発防止のためにどうすべきかという課題は、歴史教育の本質的 目的の一つでもある。被害者は、再び地獄を見ない権利がある。そうできるか否かの 鍵の一つは教育にあるとあってよい。

また、「自国の歴史に誇りと自信を持たせる歴史教育」というが、自国の都合の悪い事実を歪曲・隠蔽する動きに、どうして「誇り」など持てようか。反省すべき、謝罪すべきこと、補償すべきことをきちんとおこなって、それを自ら明らかにする歴史教育こそ、そうした国や教育の姿勢に「希望」や「誇り」を持つことができるようになるのではないか。

「自虐的」とレッテルを貼ろうと、事実は事実である。今や慰安婦の事実、その強制性は証明され、その認識は国際的にも共有されたものである。これに目をそむけ続ける限り、「国際化」時代にあつて世界の各地でさまざまな精神的なボランティア活動や国際交流活動を行なっている青年・若者達の成果を全く水泡に帰すものにしてしまふ危険すらあるのである。

<補助資料>

「従軍慰安婦問題」に関する中学教科書の記述

【日本書籍 中学社会 歴史的分野】

「・・・軍隊に召集されるようになった。さらに、朝鮮から70万人、中国からは4万人もの人々を強制的に連れてきて、工場や鉱山・土木工事などにきびしい条件のもとで働かせた。朝鮮・台湾にも徴兵制をしき、多くの朝鮮人・中国人が軍隊に入れられた。また、女性を慰安婦として従軍させ、ひどいあつかいをした。」

【帝国書院 社会科中学の歴史 日本の歩みと世界の動き・初訂版】

「・・・多くの人々を強制的に日本へ連行しました。この人たちは、鉱山・軍需工場・土建業などで、危険でつらい労働に従事させられました。

これらの地域の出身者のなかには、従軍慰安婦だった人々、広島や長崎にいて原爆で被爆した人々、

戦前日本領だった南樺太に終戦で残留させられた人々などがいます。日本のこれらの地域にたいする国家としての賠償は終わっていますが、現在、個人にたいしての謝罪と補償が求められています。」

【日本文教出版 中学生の社会科 日本の歩みと世界・歴史】

「・・・生や女学生も動員され、苦しい農作業や危険な機械操作に取り組まされた。植民地の台湾や朝鮮でも、徴兵が実施された。慰安婦として戦場の軍に随行させられた女性もいた。国内の労働力が不足していたため、朝鮮から約70万、中国から4万人の人々が強制連行・・・」

【清水書院 日本の国土と世界 中学歴史】

「・・・また、中国人も4万人ちかく強制連行した。朝鮮人や中国人は、苛酷な労働を強いられた。1945年、秋田県花岡鉱山で、激しい虐待にたえかねた中国人が蜂起し、鎮圧された事件がおきた。また、朝鮮や台湾などの女性の中には戦地の慰安施設で働かされた者もあった。さらに、日本の兵力不足にさいし、朝鮮や台湾の人々に対しても徴兵制をしき、戦場に動員した。」

【大阪書院 中学社会 歴史的分野】

「・・・朝鮮からは約70万人、中国からも約4万人を強制的に日本へ連行して鉱山などで働かせました。また朝鮮などの若い女性たちを慰安婦として戦場に連行しています。さらに、台湾・朝鮮にも徴兵令をしきました。

「(用語の解説の項で)『戦後補償問題』: 太平洋戦争終決から50年が過ぎてもなお、日本はアジアを中心に世界各地から、戦争責任を問われています。従軍慰安婦や強制連行、日本軍に動員された台湾の人々、国籍による戦後補償の差別などが大きな問題となっています。」

【教育出版 中学社会 歴史】

「・・・労働力不足を補うため、強制的に日本に連行された約70万人の朝鮮人や、約4万人の中国人は、炭坑などで重労働に従事させられた。さらに、徴兵制のもとで、台湾や朝鮮の多くの男性が兵士として戦場に送られた。また、多くの朝鮮人女性なども、従軍慰安婦として戦地に送り出された。」

『戦後補償問題のゆくえ』: 戦後50年を過ぎた現在、戦争被害の補償を求めるアジアの人々の声は、今までになく高まっている。そこには、元従軍慰安婦、虐殺や強制連行・強制労働の被害者などが含まれている。日本政府は、サンフランシスコ平和条約などのによって、補償問題は解決済みとする姿勢を崩していない。しかし、日本が、被害者一人一人の対する加害責任をどのようにとっていくかによって、過去の清算だけでなく、将来、日本がアジアで平和国家として歩んでいけるかどうかを試されている。」

【東京書籍 新編新しい社会 歴史】

「戦争の長期化と中国・朝鮮」の項：「・・・しかし、もっとも多くの犠牲を出したのは中国であった。戦闘や強制連行などによって多くの人的被害を出したほか、多くの経済的被害を出した。

また、国内の労働不足を補うため、多数の朝鮮人や中国人が、強制的に日本に連れてこられ、工場などで苛酷な労働に従事させられた。従軍慰安婦として強制的に戦場に送りだされた若い女性も多数いた。」

【この資料に関する問い合わせ】

市民新党にいがた

新潟市真砂1-21-46

電話025-230-6368 FAX025-267-8602

e-mail : nnpp@ppp.bekkoame.or.jp

URL : <http://www.bekkoame.or.jp/~nnpp/>

3. 96年12月県議会報告記

12月新潟県議会に対し民間団体が『従軍慰安婦』は事実と異なる。自虐史観だ。中学生にこんな事は教えられない」として教科書から削除するよう要求する陳情が提出された。「自由主義史観」と呼ばれる歴史観に基づく右派勢力などによる一連の全国運動の一環であり、これはエイズ問題では被害者の側に立った漫画家の小林よしのり氏なども巻き込んでおこなわれている「教科書偏向」キャンペーンとも軌を一にしたものである。昨秋以来いくつかの地方議会を狙って同様の陳情が提出されており、県議会レベルでは今回の新潟と岡山、鹿児島が初めてだったようだ。

■市民新党にいがたは63名の議会定数の中で武田貞彦県議1名を抱えるのみで、しかもこの陳情が付託された総務文教委員会には属していない。しかし私たちは考えうるあらゆる行動を展開した。市民グループ、女性グループ、宗教団体、高教組などの労働組合、そしてアジア諸国の大使館や報道機関にもこの問題をアナウンスした。さらにインターネット上の市民運動関係のメーリングリストにもアナウンスし、そこから間接的にいくつかの団体へも広がって、激励や助言なども寄せられた。

さらに私たちは、インターネット上に公開されている、この問題に関連する多くのページからデータを収集し、さらに右派側の論理もチェックした。右派勢力の論調はだいたい以下の点に終始していることもわかった—すなわち、(1)連行時に必ずしも常に「強制」があったわけではなかった (2)慰安婦は本土にもあった公娼制の範囲内である (3)「慰安婦集めをした」とした山口県の労務報国会動

員部長（当時）の吉田 清治氏の証言はその後の調査で信憑性がない一等である。私たちは、これらの主張に対して綿密な論証を加えて反駁するために、インターネットで収集した膨大な資料の中から、「慰安婦」の方々の証言よりむしろ、発見された旧軍の資料、宮沢政権から 現政権に至るまでの歴代政権の公式見解、国連や国際人権組織などの調査報告などを 中心として整理して討論資料を作成し（これがこのページで公開してる討論資料です）、そして私たちの意見を付してこの資料を議会内各派に配布した。

さらに私たちはこの問題が中央政治のレベルにおいても自・社・さ連立の歴史認識 に関する合意にも関わる問題だと考え、自民・社民の何人かの国会議員らにも、何ら かの行動をとってくれるよう要請した。

多くの団体・グループが申し入れ行動などをおこない、市民グループによる集会も 開催された。

■この問題が付託された総務文教委員会では、自民党の某県会議員が「現在の道徳で 過去の道徳を縛ることができるのか」「戦後も残されていた公的な売春、いわゆる公 娼制度の範囲内だ」と発言した。傍聴席からは「売春じゃないぞ」と不規則発言が飛び、某氏は「売春だ」と強弁し、「あの傍聴人を退場させて下さい。これじゃあきち んと議論できない」と発言した。

だが、当時のいわゆる「従軍慰安婦」のおかれた状況が一般的な「売春」や「公娼 制度」と比較してもきわめて非人道的なものだったことは上記資料を参照いただければわかる通り明白である。あまりに非常識な発言に野次を飛ばしてしまった傍聴人に 退場を迫って「こんなじゃあ議論できない」と言うより、まず自分できちんと勉強 してからじゃないと、文字通り「きちんと議論できない」のである。報道機関の記者 達もあきれていたほどだ。いやしくも県民の貴重な税金で活動しておられる議員が、 学会の中ではほとんど問題にされない「自由主義史観」の先生方のご教示ばかりを鵜 呑みにして好き勝手に発言していたのでは、取り返しのつかないような恥ずかしい事 態になる、と警告しておきたい。

■自民党以外の全ての会派およびほとんどの無所属議員はこの陳情に対し「不採択」 もしくは「保留」の態度を示し、議会内多数の自民党も「継続」としてとりあえず今 回の議会での採択は見送られることとなった。

4. 「従軍慰安婦問題」をめぐる地方議会の攻防の現状

（1997年3月記）

市民新党にいがた 中山 均

■経緯と背景

現在の一連の動きは、1955年の第1次、1979～80年の第2次教科書攻撃を引き継ぐ「第3次教科書攻撃」というべき性格を持っている。そしてより直接的には、94年 から95年にかけておこなわれた「英霊にこたえる会」の全国キャラバンによって地方 議会を舞台にしたいわゆる「戦争賛美決議」攻撃の形態・手法をそのまま引き継いで いる。今回も昨年9月から1カ月間、「日本を守る国民会議」による全国キャラバンが おこなわれ、各地で民間右翼団体や自民党地方組織との会合が持たれ、ここで請願・

陳情・意見書などの「雛形」が配布されたものと推測される。実際、各地の陳情・請願を見るとほとんど同じものがいくつもあり、さらに御丁寧にも議会が決議する「意見書」の「雛形」まで添付している例（青森県黒石市）などもある。

さらに自民党の右派などの動きを注意深く追ってみると、今回の動きのルーツは93年、当時の細川首相の「侵略戦争」発言に危機感を持った同党の靖国関係協議会が設置した「歴史・検討委員会」に求めることができる。この検討委員会は20回以上に及ぶ内部勉強会などを重ね、これが昨年4月に結成された『「明るい日本」国会議員連盟』の母体となっている。この「検討会」の第1回会合では、「自民党が表に立ってやるとまた変な誤解を生む」「(学者などに)資金その他でバックアップすること」などが議論され、アジア諸国の反発ばかりを招く国会議員の「失言」のような形ではなく、民間から草の根で包囲していくという戦略を立てた。そして95年には藤岡らの「自由主義史観研究会」も発足した。藤岡などを中心とする学者・研究者グループや各地の民間右派団体が今回の表向きの「主役」となっているのは、基本的にこの路線によるものである。各書店で彼らの書物・刊行物が売り上げ上位を占めるのは、右翼的に再編されつつある教育現場の教師らを中心としてその支持層が増加していることを反映しており、このことを過小評価するべきではないが、極めて稚拙で粗雑な彼らの論理がここまでクローズアップされているのは、こうした政治的背景と豊富な資金・人脈・組織がその基盤にあることがひとつの要因である。

■日本政府・自民党・保守層の路線と内部矛盾

この教科書問題に関して、政府と自民党は、相互にあるいはそれぞれの内部において、当然ながら矛盾を抱えている。日本政府は、防衛庁資料が発見された92年の宮沢政権当時から、公式に「慰安婦問題」への政府・軍の関与を認め、そうした事実関係と外交的・経済的理由から、そして現在では社民・さきがけへの配慮もあって、アジア諸国の民衆に対して「謝罪」する立場に立っている。基本的に現在の橋本政権もこの立場を引き継いでおり、小杉文相は国会でも自民党議員の質問に答えて「適正な記述である。教科書の記述をかえさせるつもりはない。」と述べ、「新しい歴史教科書をつくる会」代表の学者・文化人との面会の際にも同様の立場で削除要請を突っぱねている。橋本首相も、基本的にはこの小杉文相の立場を支持している。

しかし自民党内部では異論が渦巻いている。前述の「明るい・・・議連」は実に衆参議員116名が参加し、また党内の様々な会合では教科書問題に対する批判がまきおこり、文部省担当者呼びつけて聴取するなど、有形無形の圧力を各所に加えている。そのような自民党内部の動きに活気づけられ、連動して、右翼団体は教科書会社や執筆者などへの「街宣」という恫喝を繰り返し、脅迫状を送りつけるなどの卑劣な活動を続けている。地方の自民党組織は、言うまでもなく今回の一連の陳情・請願の動きを支持・支援している。

一方、新進党においてはこの問題に対する態度のスペクトルは恐ろしく広い。公式には現在の政府と同様の立場だが、やはり内部には「正しい歴史を伝える国会議員連盟」が結成（95年）され、自民党系の「明るい・・・議連」とともに、地方議会での右派の動きと連動して活動している。新進党内には「平和」路線を掲げる旧公明勢力もあり、この影響もあって少なくない地方議会では「不採択」派に回っているが、全体としての対応はバラバラである。今年1月には自民・新進系のこの「明るい・・・議連」と「正しい・・・議連」の2つが連携する方針を打ち出し、この「明るく正しい」両議連に名前を連ねている衆参議員は合わせて総勢177名、一大勢力と言っていいだろう。

もちろん、自民党組織内部や保守系議員、それに民間保守層たちは「削除派」の一枚岩で固められ

ているわけではなく、地方においてもその不均一性は見て取れる。それは次の項で述べる。

■地方議会における状況

地方議会への陳情・請願の一連の動きの最初のもは、こちらで把握する限り昨年 の全国キャラバン直後に提出された岡山県の瀬戸町議会・同大原町議会・同北房町議 会のもので、9月議会で既に意見書が採択されている（ただし北房町の意見書は議長判 断で提出されず）。岡山では続いて12月県議会で陳情が「趣旨採択」された。岡山は 橋本首相の地元である。これは遺族会の代表だった橋本の首相としての「立場」を地 元から揺さぶりをかけようとするものでもあるだろう。また新潟県栃尾市も昨年9月か ら動きがあり、12月議会で早々に意見書が採択され、続いて県議会・新潟市議会に陳 情が提出されたが、新潟は白川勝彦自治大臣の地元（自民党県連会長）であり、やは り「自治体」を舞台にした右派内部からの攻撃宣言として標的にされた感がある。ま た新潟は、新進党の「正しい・・・議連」会長の小沢辰夫の地元でもある。同様に昨 年12月に陳情が提出された熊本は、右翼勢力の強固な拠点であるとともに、「侵略戦 争」発言をおこなった細川元首相の地元である。こうして見ると、深読みしすぎかもしれないが、12月段階で県議会レベルで陳情が提出された新潟・岡山・熊本・鹿児島 の各県は、はじめから何らかの理由による狙い撃ちだったのかも知れない。

また、県議会よりも市町村議会の自民党・保守系組織の方が、より「攻撃的」であ り、陳情・請願の採択は市町村議会の方が多。陳情・請願の結果、政府への意見書 がこれまで採択されたのは、上記岡山3町（うち1町は提出せず）と新潟県栃尾市の 他、青森県金木町議会、同柏村議会、同黒石市議会、山形県南陽市議会、京都府加茂 町議会である。県議会レベルではまだひとつも意見書は採択されていない。岡山県議 会の陳情は「趣旨採択」されたが、賛成は多数とは言え自民党会派のみで、自民 内部 でも慎重論が出され、新進などを含め他の5会派は反対、陳情が要求する「文部大臣へ の意見書」は結局見送られている。同様に、採択までした意見書の提出を見送った例（岡山県北房町議会）、請願 そのものが取り下げられた例（熊本市議会）、あるいは 保守グループ内部（特に女性層）からの批判や市民団体の迅速な行動で陳情・請願自 体がとりやめになった例（新潟県上越市議会、東京都北区）な どもある。

陳情・請願を行なっている団体は各地域で多様であり、文書の内容も「雛形」があ ると類推されるとはいえ、一定の幅といくつかの種類、力点の置き方の違いがあるよ うだ。新潟県・新潟市への陳情は、それぞれ高等教育・中等教育に関わる民間の右派 教育団体によるもので、岡山県のもの遺族会をはじめとして数十の団体が名前を連 ね、陳情の内容も「従軍慰安婦」にとどまらず「南京大虐殺」や 「三光作戦」などに 言及している。青森県の4市町村は全て「日本世論の会青森県支部」によるもので、 県 内自治体に手当たり次第攻勢をかけているようだ。削除を求める文書が2つの団体から 別個に提出 されている例（鹿児島県・山形県米沢市）もある。また、「夫婦別姓」反 対とセットで提出されている ところも（鹿児島県など）ある。陳情・請願を経ずに議 員発議でただちに採決・採択された例（京都府加茂町、8対7で可決）などもある。

さらに、いくつかの地域では、陳情・請願をおこなっている団体があまりにも右翼 ゴロツキ集団の 色彩が強いために、保守層自身が一定の距離を置こうという意志も働 いていると思われる動きもある。例えば今年2月、鹿児島県琴海町の陳情が同町議会の 委員会 で全会一致で「不採択」となったが、この陳情をおこなったのは、「天皇の戦 争責任はあると思う」と発言した本島等前長崎市長に短銃の実弾入りの脅迫状を送っ た人物である。彼は現在長崎県教育問題協議会代表で、地元でも日頃から右翼的言 動 や市民運動に対するいやがらせ常習犯として有名で、「産経新聞」（96年12月6日 付）によれば、鹿

児島や新潟の陳情はこの人物の呼びかけに「応えた」のだそうだ。現在の全国的な「陳情・請願」運動の主唱者のひとりであるわけだが、その地元で「全会一致で不採択」という「不名誉な」事態がおこったことは注目しておくべきだろう。「こういう人間の陳情にはやすやすと応じられない」という空気が保守層にもあったのかもしれない。他にも保守系の強い市町村で、このような力学も働いてか、いくつかの陳情・請願が不採択となっている（鹿児島県市来町議会では12月に「不採択」が決定済み。青森県中里町議会では12月議会で継続審議になっていたが、2月議会の民生文教委員会で「不採択」）。

これらの「見送り」や「不採択」の動きは、政府の立場や世論、周辺諸国との関係に「配慮」したものであり、自民党や保守層内部の意見の相違の表現であると同時に、言うまでもなく当該の地域や全国の仲間達の粘り強い抗議・申し入れ活動の成果でもある。岡山県や琴海町などでは地元市民グループの呼びかけによって自民党議員団や議会事務局宛に抗議のFAXが山ほど届けられたという。熊本市、東京都北区、新潟県上越市などは迅速で大衆的な行動が、「取り下げ」や「見送り」を勝ち取った。私たちの地元新潟県議会では、わが市民新党にいがたは63名の議会定数のうち県議1名を抱えるのみで、しかもこの陳情が付託された総務文教委員会には属していなかったが、考えうるあらゆる行動を展開し、12月当初、いち早く市民グループ・女性グループ・宗教団体・労働組合、そしてアジア諸国の大使館や報道機関、そして国会議員にもこの問題をアナウンスし、何らかの行動を取ってくれるよう要請した。さらにインターネットを活用してこの問題に関わる主要な論争点について明確かつ冷静に整理した「討論資料」を作成し、そしてこれを議会内各派に配布した。この討論資料は議会内外で重要な武器となり、自民党にとっても私たちの冷静で断固とした反論の論理として受けとめられたことは間違いない（現在、この「討論資料」はインターネットやパソコン通信を介して全国で活用されており、地元の自民党議員達も、あらためてこれをインターネットからダウンロードして、反論と対策を練っているようだ）。こうして、多くの団体・グループが申し入れ行動や集会をおこない、自民党と1人の保守系無所属を除く全ての会派と他の無所属議員がこの陳情に対し「不採択」もしくは「保留」の態度を示し、結局12月議会で採択は見送られ「継続」扱いとなった。この他、熊本・鹿児島・福井の各県、富山県高岡市、新潟県新潟市などの各議会における「継続」の結果も、それぞれの地域の市民グループの様々な奮闘の結果であり、そのような奮闘は今議会を攻防の舞台にして、今もなお引き続きおこなわれている。

一方最初のいくつかの突破口を開けた右派は、この攻防の様子を見ながら、今年の2月・3月議会になって、東京都、秋田・福島・栃木・神奈川・長崎・香川などの各県、横浜と山形県米沢の両市、そして東京都江東区などで一斉に「陳情・請願」の攻勢をかけている。おそらく、我々がフォローしきれていない自治体、特に町村レベルではこの他にもあるだろう。ただ12月段階では市町村議会に比重がかけられていたのが、ここにきて一気に各地の都・県レベルで動き出してきたことには注意を払わなければならない。都道府県の次は、当然にも国である。現在、各地の市民グループは互いに連絡を取ってニュースなどを発行し、反撃を続けている。集会や署名活動、あるいは右派の陳情請願を採択しないよう要望する請願活動なども各地で取り組まれ、教科書問題に関するいくつかのホームページも開設されて、インターネットを利用して活発な議論や情報交換が行なわれている。

■「従軍慰安婦」問題と教科書攻撃の根幹にあるもの

私たち「市民新党にいがた」は、前述のように右派の論理に対して、ともすれば丁寧すぎるくらいに綿密に反論するための討論資料を作成した。これは多くのグループから「論理的に構成されていて、

説得力がある」などと評価され、内容の更新の作業も重ね、右派の稚拙な論理を打ち破るに十分な内容であると自負している。私たちは、こうした具体的な反論・反証の作業を怠ることなく、そして同時に、この教科書攻撃と「従軍慰安婦」問題が私たちに突きつけている問題についてより深く考える必要があると認識している。

ひとつには、「従軍慰安婦」問題と、女性や子どもに対する現在の買春・性的虐待などは同じルーツを持っているということである。「慰安所」は軍中枢の命令によって設置され、軍部によって管理・運営され、兵士はそこでシステム上許されたレイプをおこなった。戦後の日本は、そうした侵略戦争の総括・謝罪・賠償・補償が全く不十分なまま出発し現在に至った。そして今、日本社会は、性的虐待に対して女性や子どもを守るための法的・社会的整備が一向に進まない国として、国際機関や NGO から名指しで非難されており、「売春防止法」を見ても、女性に対するさまざまな性的被害に対する司法の対応を見ても、性的暴力であるポルノグラフィに対する法的・社会的な対応・認識から言っても、ほとんど「強姦」がシステム上許されている国である。そういう社会環境の中で育ち、経済的侵略とともにアジア各国に進出した背広を着た日本の多くのビジネス兵士達が、国内外で、より弱い社会のより弱い存在を虐待しレイプし続けているのが現在の状況であり、これは構造的には「従軍慰安婦」問題とほとんど変わることがない。「従軍慰安婦」問題は、「過去の悲惨な」歴史や「歴史認識」の問題としてばかりではなく、今も私たちの社会に生き続けている問題として語られなければならない。真の謝罪と賠償・補償から目をそむけ、こうした右派の動きを許しているこの日本社会は、今もなお心身に癒しがたい傷跡を抱えながら生きている「慰安婦」たちを、そしてアジアの女性や子どもたちを今、二重三重にレイプし続けているのだという事を、深く認識しなければならない。

2つめに、ここで敢えて私たちの問題意識から言わせてもらえば、地方議会でこうした「陳情・請願」が採択されるかどうかは、各地の仲間達の粘り強い奮闘と努力という要素を別にすれば、基本的には自民党が圧倒的多数を占める現議会の「方程式の結果」でもある。地方においても国においても、議会という場は、この教科書問題のような「運動的課題」ばかりでなく、私たちの身の回りの道路、水道、税金や年金、福祉政策、公共事業などおよそ私たちが生きていく上で関係のあるさまざまな事が決められているか、あるいは少なくとも「決められている」ことになっている。議会というプロセスを通して、労働者から資本の、地方から中央の、そして第3世界から多国籍企業の「収奪」システムのかかなり重要な基本的・具体的構造を決定する手続きが行なわれ、そこに財界・政治家・官僚の癒着構造が離れ難く結びついている。そうした構造自体が、普通に暮らす人々を疎外し、一方人々はそのような巨大な癒着構造に嫌気をさして、ますます「政治」そのものから遠ざかっていく。それは運動領域に関わる人々も例外ではない場合が少なくない。私たちは、そうした社会構造総体に対して全体的に立ち向かう市民として一つまり、この社会システムをトータルにとらえ、ひとつひとつの具体的な問題に取り組みながら、地域を、国を、そして国際社会を変革しようとする自立した主体として一存在し続けたい。そしてそうした主体が政治勢力となって各地で登場し、さらにその連携を作り出していくことが私たちの目指すところでもある。何より、右派の攻撃は「従軍慰安婦」にとどまらず、近現代史全体の記述を「明るく」描き出すことが目的だと自分たちで言ってはばからない。それはさらに言えば、現在非常に戯画的な形で突き出されてはいるけれども、この国の支配層の全体戦略の一部の表現でもある。具体的な反論・反撃を重ね私たち自身の理論的中身を充実させながら、同時にトータルな政治・社会構造にも立ち向かっていくような政治主体を形成していこう、と私たちは呼びかけ続けていきたい。

5. 新潟県議会、97年9月議会で「決着」

(工事中)

[市民新党にいがたのホームページへ](#)
